

運輸委員會會議録第十八号

昭和三十一年三月十五日(水曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 松山 義雄君

理事今松 治郎君 理事日井 莊一君

理事木村 俊夫君 理事山本 友一君

理事中居英太郎君

有田 喜一君 生田 宏一君

岡崎 英城君 佐伯 宗義君

關谷 勝利君 中嶋 太郎君

原 健三郎君 眞鍋 饒十君

早稲田耕石君 井岡 大治君

下平 正一君 松岡 駒吉君

山口丈太郎君 小山 亮君

出席國務大臣 吉野 信次君

運輸大臣 伊能繁次郎君

出席政府委員 運輸事務次官 安西 正道君

運輸事務官 (船員局長) 山内 公猷君

運輸事務官 (自動車局長) 間島大治郎君

運輸事務官 (觀光局長)

委員外の出席者

運輸事務官 細田 吉藏君

(鉄道監督局長) 專門員 志録 一之君

(有鉄道部長)

同日

委員熊谷憲一君辞任につき、その補

委員松田鐵藏君及び加藤高藏君辞任

につき、その補欠として熊谷憲一君

及び有田喜一君が議長の指名で委員

に選任された。

三月十四日

委員松田鐵藏君及び加藤高藏君辞任

につき、その補欠として熊谷憲一君

及び有田喜一君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員熊谷憲一君辞任につき、その補

欠として松田鐵藏君が議長の指名で

委員に選任された。

三月十四日

船舶職員法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第七五号)(参議院送付)

道路運送車両法の一部を改正する法

律案(内閣提出第八〇号)(参議院送

付)

旅行あつ、旋業法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二二号)(予)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

船舶職員法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第七五号)(参議院送付)

道路運送車両法の一部を改正する法

律案(内閣提出第八〇号)(参議院送

付)

旅行あつ、旋業法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二二号)(予)

国鉄一般単位関係職員等の昭和三十年

十月以降賃金改訂に関する調停案に

関する件

○松山委員長 ただいまより運輸委員

會を開会いたします。

最初に昨十四日参議院より送付、本

委員会に付託されました船舶職員法

の一部を改正する法律案(内閣提出第

七五号)及び道路運送車両法の一部を

改正する法律案(内閣提出第八〇号)

を一括して議題といたします。

両法案に對しまして質疑はございま

せんか。――質疑がなければ両案に對

する質疑は終了いたしました。

これより両案に對しまして討論に入

りたいと思ひますが、討論の通告がご

さいませんで、討論を省略して直ち

に採決いたします。

船舶職員法の一部を改正する法律案

及び道路運送車両法の一部を改正する

法律案を原案通り可決いたすに御異議

ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松山委員長 御異議がございませ

んで、両案は原案の通り可決いたしま

した。

なおただいま可決されました両案に

對する報告書の作成等に関しまして

は、委員長に御一任をお願いいたし

ますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○松山委員長 それではさよう取り計

らいします。

○松山委員長 昨日付託されました旅

行あつ、旋業法の一部を改正する法律

案(内閣提出)を議題とし、提案理由の説

明を聴取いたします。伊能政務次官。

旅行あつ、旋業法の一部を改正する

法律案

旅行あつ、旋業法の一部を改正する

法律

旅行あつ、旋業法(昭和二十七年法

律第二百三十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第六條第一項第七号を次のように

改める。

七 当該事業を遂行するに必要な

旅行あつ、旋業に関する経験又は能

力を有しない者

第六條第一項に次の一号を加え

る。

八 当該事業を遂行するに足る資

力信用を有しない者

第六條の次に次の二條を加える。

(登録の有効期間)

第六條の二 旅行あつ、旋業の登録の

有効期間は、登録の日から起算し

て三年とする。

(有効期間の更新の登録)

第六條の三 旅行あつ、旋業の登録の

有効期間満了の後引き続き当該登

録に係る旅行あつ、旋業を営もうと

する者は、運輸省令で定めるところ

により、運輸大臣の行う有効期

間の更新の登録を受けなければなら

ない。

第五條から前条までの規定は、

有効期間の更新の登録について準

用する。この場合において、第五

條第一項中「前条第一項各号に掲

げる事項」とあるのは「有効期間

の更新の旨」と読み替へる。第七

條第四項中「四十日以内」を「十

四日以内」に、「当該旅行あつ、旋業

の登録を取り消すことができる。」

を「その定める七日以上の期間内

にその届出をすべき旨の催告をし

なければならぬ。」に改め、同条

に次の一項を加える。

5 運輸大臣は、前項の催告をした

場合において、同項の規定により

定めた期間内に旅行あつ、旋業者が

第二項の届出をしないときは、当

該旅行あつ、旋業の登録を取り消す

ことができる。

第八條第二項中「及び第六條」を

削る。

第十條第二項中「第四項」を「第

五項」に改める。

第十二條の四の下に「第

十二條の五」を加える。

第十二條第一項中「旅行あつ、旋業

を営む者」を「旅行あつ、旋業者及び

第三條第十項但書に規定する者で、

登録を受けないで日本人を対象とし

て第二條第一項第二号の行為を行う

事業を営むもの(以下「旅行あつ、旋

業を営む者」という。)に改め、同

條の次に次の三條を加える。

(旅行あつ、旋約款)

第十二條の二 旅行あつ、旋業を営む

者は、運輸省令で定めるところに

より、旅行あつ、旋約款を定め、そ

の実施前に運輸大臣に届け出なけ

ればならぬ。これを變更する場合

も同様とする。

2 運輸大臣は、前項の旅行あつ、旋

約款が旅客の正当な利益を害する

おそれがあるとき、旅行あつ、旋業

を営む者を営む者に対し、その

變更を命ずることができる。

(旅行あつ、旋約款の提示)

第十二條の三 旅行あつ、旋業を営む

者は、旅行あつ、旋に關し旅客と取

引をするときは、あらかじめ旅行

あつ、旋約款を提示しなければなら

ない。

第一類第十号 運輸委員會會議録第十八号 昭和三十一年三月十五日

ない。

(標識の掲示)

第十二条の四 旅行あつ、旋業者は、営業所において運輸省令で定める様式の標識を、公衆に見易いように掲示しなければならない。

第十三条中「前条」を「第十二条」に改める。

第十五条第四項中「旅行あつ、旋業者の登録は、」の下に「被相続人の死亡の日」を加える。

第十六条第三項中「第七条第三項及び第四項」を「第七条第三項から第五項まで」に改める。

第十八条第一項中「省令で定める日から三十日以内」を削り、同条第二項中「及び第四項」を「第四項及び第五項」に「四十日以内」を「十四日以内」に改め、「第十八条第一項」を削り、「三十日以内」を「十四日以内」に改める。

第十九条第一項第二号中「第七号」を「第六号」に改め、同条同項第三号中「第五号」の下に「(第六条の三第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十条中「第七条第四項」を「登録の有効期間を満了したとき、第七条第五項」に改める。

第二十二条を次のように改める。

(登録の手数料)

第二十二條 第四條第一項の規定による登録の申請、第六條の三第一項の規定による有効期間の更新の登録の申請又は第八條第一項の規定による変更の登録の申請をする者は、二千元以下の範囲内において、政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第二十三條中「第七條第四項(第十條第二項又は第十八條第二項において準用する場合を含む。)」を「第六條第一項(第六條の三第二項において準用する場合を含む。)」に改め、「第十二條第二項の下に「、第十二條の二第二項」を加える。

第二十六條の見出しを「報告徴収及び立入検査」に改め、同条中「必要がある」と認めるときは「必要の限度において」に改め、同条に次の三項を加える。

2 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、その職員に旅行あつ、旋業者を営む者の営業所、事務所又は代理店に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十八條中「十萬元以下」を「二十萬元以下」に改め、同条第一号中「第三條第一項」を「第三條」に改める。

第二十九條中「五萬元以下」を「十萬元以下」に改め、同条第一号中「第三條第一項」を「第三條」に改め、同条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十九條の二 左の各号の一に該

当する者は、五萬元以下の罰金に処する。

一 第十二條第一項の規定による料金の届出をしないで料金を収受し、又は届け出た料金をこえて料金を収受した者

二 第十二條第二項の規定による命令に違反した者

第三十條を次のように改める。

第三十條 左の各号の一に該当する者は、一萬元以下の罰金に処する。

一 第八條第一項の規定に違反して変更の登録を申請しなかつた者

二 第二十六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十六條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述した者

第三十一條中「従業員」を「従業員者」に改める。

第三十二條を次のように改める。

第三十二條 左の各号の一に該当する者(法人である場合はその代表者)は、一萬元以下の過料に処する。

一 第十二條の二第一項の規定による旅行あつ、旋約款の届出をしないで旅行あつ、旋を行つた者

二 第十二條の二第二項の規定による命令に違反した者

三 第十二條の四の規定に違反して標識を掲示しなかつた者

四 第十五條第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に旅行あつ、旋業者である者の登録の有効期間は、改正後の第六條の二の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して六月とする。

3 この法律の施行前に営業保証金を供託すべき原因が生じた場合の供託の届出の期間及びその届出をしなかつた場合の登録の取消の手續に關しては、なお従前の例による。

4 改正後の第十二條の二及び第十三條の三の規定は、この法律の施行の際現に旅行あつ、旋業者を営む者については、この法律の施行後三十日間は、適用しない。

5 改正後の第十二條の四の規定は、この法律の施行の際現に旅行あつ、旋業者である者については、この法律の施行後三十日間は、適用しない。

○伊能政府委員 大臣参りまして御説明をせられるは、まず御説明を、おそれなく今予算委員会からこちらへ参る途中ではないかと存するのであります。が、時間の御都合もございまして存じますが、大臣が御説明申し上げた方がよからうと存じますが、私かわりまして御説明申し上げます。

ただいまから旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

旅行あつ、旋業法は、広く内外旅客の旅行あつ、せんを業とする者の監督取締りを目的として昭和二十七年七月公布、同年十月から施行を見たものでありまして、本法の施行に伴い悪質業者は減少し、業界の公正に大きな役割を果たして参りましたが、三年半に及ぶ本法の施行経過に徴しますに、その取締り規定が不十分なため、いまだに各種の不正行為を行つ業者や無登録業者も相当ありまして、いろいろな欠陥が表面化したしております。そこで旅客等の保護の徹底をはかることも、旅行あつ、せん業の健全な発展を促すため、お手元に御配布してありますような改正法案を作成し、本国会に上程することとした次第であります。

今改正のおもなる点について御説明いたしますと、その第一点は登録要件を強化いたしましたことであり、現行規定におきましては、形式的要件さえ満たせばだれでも登録を受けることができ、そのため悪業者が健全な旅客を初め交通業者、宿泊業者等に迷惑を及ぼすおそれが多分にある者でも登録せざるを得ず、いろいろな弊害をかもしております。そこで今回の改正に当っては、登録の要件中に「当該事業を遂行するに足る資力信用及び旅行あつ、旋に關する経験又は能力を有する者であること」という項目を加えることとした次第であります。

改正の第二点は登録に更新制を採用いたしましたことでもあります。業者が一たん登録を受けたとしても、その後資力が不足するような場合も少くありませんので、一定期間を置いて業者の資力信用その他の資格要件を再び審査する必要上、登録の有効期間を三年とし、三

年ごとに登録の更新を行うこととしたのであります。

改正の第三点は旅行あつ旋約款に関する規定を設けたこととあります。現行法におきましては約款に関する規定が全くありませんので、旅行あつせん業者と旅客との間の旅行あつ旋契約がきわめて区々となっており、旅行を中止したような場合、旅客が不当に不利をこうむる場合が少なくないのであります。そこで今回新たに旅行あつ旋約款を届出制としたしまして、旅行あつ旋契約の態様の明確化をはかるとともに、その約款が旅客の正当な利益を害するおそれがあるものであるときは、その変更を命じ得ることとした次第であります。

以上が今回の改正のおもなる点であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします次第であります。

○松山委員長 本案に対する質疑は次会に譲ります。

〔速記中止〕

○松山委員長 速記を始めて。

○松山委員長 陸運に關しまして調査を進めます。

調停委員会より出されました国鉄に關する調停案に対して質疑の通告がありますので、これを許します。下平正一君。

改正の第四点は職員による営業所等への立ち入り検査であります。従来は単に報告を徴し得るにとどまり、業者の取締り上徹底を欠くうらみがありますので、本法の目的達成上必要限度において登録行政庁の当該職員が業者の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他を検査し、及び関係者に質問し得ることとしたのであります。この場合、当該職員には所定の身分を示す証票を携帯せしめることはもちろん、その検査に當つては、犯罪捜査に類する行為になるようなことのないよう厳に配意する所存であります。

改正の第五点は罰則の強化であります。現行規定におきましては、無登録営業等に対しても最高十萬円の罰金を課し得るにとどまり、他の類似法令に比ししても低きに過ぎ、取締り上遺憾な点が少なくありませんので、法務省とも十分協議した結果、罰金の最高額をおおむね二倍に引き上げること

の方がまだ意思表示をしておられない。こういうふうな段階でございますから、個人の意見は——私もいろいろ経過については深甚な注意を払っておりますけれども、今ここで、公けの席上でどういう意向かということを表示するにはまだ少し早いだろう、こう思っています。

○下平委員 政府の調停案あるいは仲裁制度等に対する最近の態度をいろいろな角度で御質問をすると、たとえば本会議においては鳩山総理大臣は仲裁を尊重する、という言明をされておられるし、あるいは各委員会等における答弁を見ても、仲裁裁定なり調停案といふものは尊重をするという態度を表明されてきております。このことは単に口先だけの尊重するということではなくて、法規なりあるいは従来の労働慣行等によって打ち立てられてきたいろいろのことを尊重する意味だと思つております。そこで調停案が出て、もうすでに約半月を経過しておるような状態なんです。まだ調停案に対する態度を明確にする時期ではないというふうなことを言っておられるのですが、調停案を出された趣旨というものは、この際社会不安を除去するために労使双方とも耐えがたきを忍びというふうな文句で、受諾をしてくれ。そこで社会不安を醸成するといふような労働組合の争議行為といふんですか、これを貫徹するための実力行使というものは、依然として第三波、第四波が続けられるような情勢にあるのです。そこで、まだその時期ではないと言いますけれども、私も、私ども考えれば、すでにもう時期がおそい。大臣はさき国鉄の方の意思表示がないというふうなことを言

ましたけれども、これは国鉄に意思表示をさせるということ自体が無理です。今日国鉄が経理の問題に關して、特に補正予算の問題、あるいは給与総額をこえる問題、あるいは四十四条二項によつて業績給与を出す場合においてもあらかじめ認可がなければ出せない。だから態度をきめる一番中心は国鉄じゃない。運輸大臣のあなたが、この調停案に対する態度を一応の目途をつけていかねば、問題はどこからも発展をしていかないので。時期がまだ早い、そんな時期ではないと言われるけれども、私も、私ももう時期がすでにおそい、こう考へておるのですが、調停案に対する検討その他も全然なされてないという意味ですか。

○吉野国務大臣 検討は十分に私もやつております。ただ仲裁は最後のものですから、これは鳩山総理も今回述べました通り、私も十分に尊重せねばならぬ。調停はその一つの段階でございまして、当事者の間にもみ合つてい

るのです。だから調停といふものは今お話の通りに、内容的に言えば主管大臣といふものの承認を求めなければならぬといふようなことがあの内容にはあるのですけれども、しかし調停制度といふものが団体交渉という形で行われているのですから、その制度そのものが、いいか悪いかという議論をやつてもしょうがございせんので、調停の制度といふものはやはり調停の当事者の間においてもみ合つて、そしてその間に結論が出る、結論が出て初めて運輸大臣がそれに対して必要があれば意見を述べる、こういう段階だ、そういう意味において今公式の何では私はそれを述べることはまだ早い、こう申

し上げたのであります。

○下平委員 労使の間において紛争がなされてゐる、その紛争に介入はしないという意味らしいのですが、今具体的に問題になつてゐるのは、労使の紛争の結果、第三者の調停が入つて、一応の解決点としての調停案が出てきてゐるわけですか。そこでこの調停案をのむかぬかといふことについては、大臣はどう考へてゐるのか知りませんが、国鉄当局には能力がないのです。これは大臣もお認めでしょう。たとえば四十四条の二項を発動するといふことになれば、当然補正予算の問題になつてくるのです。そこでこれは国鉄公社自身はこれを消化する当事者能力を欠いてゐるのです。この調停案に対する当事者能力を持つてゐるものは、政府であり、あるいは運輸大臣であるわけなんです。そこが態度をきめなければ、公社自身で態度をきめることはできないと思つてゐるのですが、その点は大臣はどう考へてゐるのですか。

○吉野国務大臣 私はこう考へております。今のお話の通り、あの調停の内容には確かに予算上の云々のことがございまして、これは予算を動かすか動かさぬかといふことは、調停の問題にはならないのです。当事者で言ひ得ることは、そういう措置を関係大臣に申し述べる、こういうことではない。関係大臣はまた今の法規によつて大蔵大臣と協議するといふことであつて、あの調停の内容といふものは、予算を補正するとかしないとかいふことをきめるものでないことは明瞭だろうと思ひます。それでですから、あの文句も予算の措置をするといふこととどう

も、予算措置をするといふことはどう

も、予算措置をするといふことはどう

いう意味なりやということが、また私としては一つの疑問になると思ひます。

○下平委員 ちよつと質問と答弁の焦点が違つてしまつてゐるので困るので、三公社五現業、官公労を通じてのいわゆる春季闘争の問題の解決なんです、特に三公社五現業の調停案を解決するためには、私はやはり政府が調停案に対する態度を明確にしない限り、解決のめどはないと思うのです。あなた方も閣議においてこの調停案をのむかのまぬか、あるいは政府としてどうするか、倉石労働大臣を通じていろいろ政府としての所見を発表していただく。だからこの調停案をのむかのまぬか、調停の段階において争議を解決するかしないかということを決める能力を持つてゐる人は政府であり、直接の所管の運輸大臣である、こういうふうな考へてゐるのですが、これは間違ひなんですか。

○吉野国務大臣 その点は少しも間違つておりません。お話の通りです。ただ調停案をのむかのまぬかということ、さき申し上げました通り当事者の一方ではまだきめてゐないのです。そこでいよいよ双方が腹をきめるときには、お話の通り主管大臣に渡りをつけなければいけませんから、渡りを持つてくるでしよう。そのときに初めて政府としてはその意見を述べる段階である、こういうことを申し上げたのであります。

○下平委員 最初に私が言つたらその通りと言つたのですが、あなたの今のその通りであるという答弁と食い違つてゐるのです。公社に今調停案をのむのまぬという問題、あるいは解決の能

力がない、これはやはり政府の問題であり、所管大臣の問題であるのは、その通りだつたらその通りと言つたらいでしよう。そうすると、この解決の問題点というものを公社に押しつけていくという形がおかしい。しかも政府の態度がきまらなければ公社が態度をきめられつけない。いつまでたつてもきまりません。これは政府がはっきり仲裁裁定に持ち込むか、調停の段階で解決するかという腹をきめなくて、この問題が解決しますか。しかも公社自身もなせ一体きめかねてゐるか、明らかに政府の方針、あなたの方針がきめさせない方向をとつてゐるからではありませんか。あなたの方が全然無関係で、全然関与しないという立場なら、労働の当事者として解決のめどを出すはずで、ところが今公社が結論を出せないというの、明らかに閣議なり政府の方針が今切り出してはならぬという方向に動いてゐるから解決がつかない。最初私が言つたでしよう。この問題を解決するには、政府が仲裁に持ち込むか、調停の段階で解決するかどうか態度をきめなければならぬ。これが解決のポイントだと思ふのです。

○吉野国務大臣 ちよつと言葉が足りなかつたかも知れませんが、終局的には政府というものの方にこななければならぬのですけれども、今お話を承まつておきますと、何か前提として国鉄側ものむことにきまつた、それだからお前の意見はどうかというふうな聞きますけれども、その点については国鉄側の方はまだ意思表示をしてゐないのです。それで国鉄側がいよいよこれを取り上げるといふ段階になつて、お話の通り主管大臣の方に承認を求めにく

るのでしよう。そのときに初めて私の意見を述べる段階であつて、今は公式には述べる段階ではない、こういうことを申し上げておるわけですか。

○下平委員 僕は何も国鉄がのむときはありません。ただ態度として国鉄としては争議の矢面に立つてゐるから、一日も早く解決したい、そのためにはこれは調停の段階で解決したいという意向はあるようです。これは委員会をの答弁を通じてみても明らかです。それにしても国鉄がのむと言つても、これはのめないでしよう。内容がいろいろな条項にわたつてゐるでしよう。これはあなたのとこに相談に行つて返事をいただかなければ、のめぬと言つてもどうにもならぬことです。予算上、資金上の問題に關係してくれば、国鉄は明らかに法律で当事者能力を奪われてゐるのです。予算上、資金上の当事者能力を持つてゐるのはあなたの方でしよう。これは日鉄法で明示されてゐるでしよう。予算上、資金上の決定権を持つてゐるあなたの方が態度を決定しなければ、どうしてのめますか。今度の調停案が予算上、資金上關係のない単なる協定、協約の問題ならば、これはあなたの言う通りでしよう。しかし予算上、資金上の問題は政府の問題です。そこで日鉄法からいって当然この際大臣が、もっと明確なる意思表示をする段階にきてゐる、思ふのです。私は何もただをこねたり、横事を押してゐるわけではない。法律でそうなつてゐるのですから、大臣の答弁も法律に基いた答弁をしてもらわなければ、答弁にならないでしよう。

○吉野国務大臣 だから、私は法律に基いて答弁をしてゐるのです。つまり今お話のようなことであれば、それならそもそもの政府の権限内で、組合と政府と直接その問題をやらなければならぬ建前になるわけですか。ところが法律はそうなつてゐない。法律は私が直接に組合と——私の権限に属することでありますけれども、それは調停という団体交渉の段階を踏むようになってゐるのですから、一応団体交渉の当事者をきめなければならぬ、その意思があつて初めて政府の意見を述べる、法律の建前がそうなつてゐるのですから、何と仰せられましても今の段階では意見は言ひかねます。

○下平委員 そうすると、一萬田大蔵大臣が調停案に対して、調停案はのめないという意思表示をする、倉石労働大臣が政府を代表する立場で、その調停案はのめないというような意思表示をする。このことは法律的にはきつめておかしいことだと思ふ。そういうことを大臣は了解されますね。労使双方の間において自主的な解決をするというところが今の政府の方針であり、法律の建前であるとするならば、政府が大蔵大臣という立場で、労働大臣という立場で、この調停案をのむのめないという意思表示することは、明らかに違法であるということをおあなたは認めますか。

○吉野国務大臣 それは違法法ということではないでしよう。私の承知する限りは、大蔵大臣の新聞の記事のことであれば、それは調停案をのむとかのまぬとか言つてゐない。ただ大蔵大臣としては予算措置をしないということを言つてゐる。だから別に調停案をのむ

とかのまぬということ、私の承知する限りは、新聞記事だけでは大蔵大臣は言つてゐるのではない。ですから大蔵大臣なり労働大臣の言つたことが、別に違法だとは私は考へておりません。

○下平委員 言い回しがどうであつても、業績賞を出すということ、三項、四項、五項にわたつて補正予算を組めというところが、調停案の骨子となつてゐることは大臣も御承知でしょう。補正予算を組まないと言へば、明らかに調停案をのまないということでしょう。もし違法でないとしても、今大臣が言つたこの調停の段階における問題は、一切国鉄当局と国鉄労働組合、いわゆる労働当事者の問題であつて、われわれがそこに口をはさむべき問題ではない。違法でなくとも、これは明らかに政府の圧力でしよう。そうお考へになりませんか。

○吉野国務大臣 別に政府の圧力というものではないと思ふのです。ほかの大臣はどう言つたか私は知りませんが、私の立場は、とにかくそういう立場にありますから、公けの立場について意見を述べるといふことは、調停の両方の当事者のバランスに対する圧力ではないかもしれないけれども、少くとも暗示を与えるような氣配がありますから、私は当事者の意見がきまるまでは、事前にはそれに対して意見を述べることは差し控えます。

○中居委員 関連して。ただいまの大臣の答弁はその通りだと思ひます。法律の建前上それは認めます。しかし先般国鉄の小倉副総裁あるいは十河総裁を呼んで、当委員会が質疑応答を試みました。ところが小倉副総裁も十河総

裁も、国鉄当局としては調停案を受諾したい意思は持っておる。しかしとどのつまりは、政府の方針がいまだ明確ではないから、これ以上の答弁がでないというのを、当委員会でも十河総裁ははっきり答弁しております。従いましてこの調停案をめぐるまして、国鉄労働組合はすでに受諾の意思を表明しております。しかし一方の当事者の国鉄当局が意思を表示していない、受諾はしたが政府の方針が明らかにならないから答弁できないのだということを書いておきます。従いましてこの調停案をめぐる問題の解決点は、政府がすみやかにこの調停案に対する暗示なりあるいは意思の表明をすることが、最も緊要な事態ではないかと思うわけでありまして、下平君の質問の趣旨もそういう点にあると思えますから、重ねて御答弁を願います。

○吉野国務大臣 よく御質問の趣旨はわかりました。わかりましたが、国鉄当事者がそういうことを言いたとすれば、これは私から言わせれば言葉が少し過ぎていと思うのです。それならまず私の方に公式の意見というものを聞かなければいけないのです。私の方にはまだ公式の意見は申してきていないのです。そうしてとにかく今いろいろ計数を整理したり何かして、今いろいろの段階をやっているでしょう。いづれきまれば、私に向ってどうするかということを書いてくるだろう。あの性質からいえばこななければならぬのです。そのときに初めて私は私の立場で意見を述べたい。こう思っております。

○井岡委員 関連して。ただ法律の建

前という立場で今お話しになっておるのだが、二十八日の当委員会における大臣の答弁はそういうふうになっておらないのです。大臣お忘れになっておるかも知れないから読んでみましょう。下平君の同様の質問に対して、先ほど大臣は調停案というものは今もみ合っている段階である。仲裁であれば私の意見を申し述べる、こう言うておられるのですが、それはやはり制度上そういうふうになっておりますもので、調停というものは私が言うまでもなく一つの司法的な公けの手続ですから、そういうときに行政大臣といふものは「こういふことを言っておられる。これに引き続いて私の言ったのは、いわゆる行政的な司法的な判決とひとしいのだから、それに従わなければいけない、そういう意味で第二波の問題を早く解決してもらうためには、起らないようにするために、調停を早く出してもらうように私の方からも督促をしておるし、国鉄からも当然督促しておるものと思ふ、こういう御答弁でした。そういうことになりまして、すでに調停案は出たわけなんです。司法的判決と同様のことだ、こうおっしゃる大臣であるならば、当然その司法的判決に従って、これをのむという態度をおきめになるのがやはり必要なことだと思ふのです。ただ大臣は、それは国鉄当局の方でまず態度をきめて、そうして私のところに相談に来たら私はそのときに私の意見を申し上げる、こういうふうに言われておるのです。しかしそうでなくて、すでに第三波が行われ、第四波が計画されておる、こういうときには大臣としてはこの調停案に対してどういふような態度で臨むかというふうなことに、ついでに腹はきまっておりますのだ、こう思ふのです。それをおっしゃらない、これは専断といふものです。はつきりその点は、私はこういふように考える、こうおっしゃればよろしい。同時に今国鉄が一番困っておるのはい、先ほど同僚委員の下平君が申しとおりましたが、これをのむということになるとお金がかかる。十河総裁もはつきり言っておるのです。これをのむだけ、組合員の意向をくんでやりたい、けれどもお金がないのだ、どういふふうにしてお金を出すかということに苦慮しておるのだ、こう言っておられる。だから大臣がその苦慮しておることを助けるというこれは非常に語弊がありますが、直接指導されて、たとえばことしの予算は私たちは非常に無理していると考えております。同時に国鉄当局も非常に無理しておる、こう言っておる。そのときに大臣は私は値上げしませんが、一方的に言い切つてしまつておる。そういうところにも金を出さざるに苦慮している理由があると思ふ。そういう意味からこの際大臣が態度をきめてあげるといふことは当然のことなんです。それを今法律の建前がこうなっているからというところでやっていると。法律の建前ばかりでうまくいくのだったら、世の中というものは学者にまかしておけば政治はできるのです。学者にまかせないで、われわれいわゆる学者でないものが政治をやっているというのには、政治というものが生きていくことは、なんです。ですからそういう学者の話はこの際おやめになって、いわゆる行政大臣としての責任ある答弁を一つお願いいたしたい。

○吉野国務大臣 それは少しもこの前申し上げたことと矛盾してないので、要するに司法手続に準ずるので、裁判ではないけれども、そういう手続のそういう性質のものであるから、行政権は介入してはいかぬという理由になるのであって、その判決に似たものだから、それに従わなければならぬという意味のことは、私は言うた覚えもないし、そういうふうと考えております。

○井岡委員 あります。私の質問に対して大臣は尊重します、こう言つた。尊重といふことはのむということですか、こう言つたら、そんなに早のみにしてもらつたら困る、こう言つた。それで私は畳みかけて、本会議の席上で内閣総理大臣はこう言つたじゃないか、そういう意味から尊重ということのはのむのだ、こういうふうに解釈することは差しつかえないだろう。その通りですと云つて、あなたは答弁しているじゃないか、そんなばかなことは言わないで下さい。

○吉野国務大臣 それはまた法律論になりますけれども、非常に違うのです。総理大臣の言つたのは仲裁、裁定でしょう。最後の段階なんです。ほかどこにも持つていくことのできない段階のものであるがゆえに、それを尊重すると言つた。それをあなた調停と一緒くちにして、理論をこんがらかされては困るので、それは意義明白に考える方が行政官としてもよろしいと思ふのです。

○下平委員 法律論議は別といたしまして、私は政治というものは生きものであるし、特に今度の国鉄の争議の問題等は、直接国民生活に重大な影響を与える問題なんです。単にこの委員会で法律談議に花を咲かせている段階ではないと思ふ。しかも運輸大臣という職責は、そんな法律論をあつちこつちひねくり回しているのは運輸大臣じゃない。この具体的に起きている、調停委員会といへば社会不安、輸送が麻痺するといふような状態をどう解決していくかというところに、運輸大臣の監督の責任があると思ふ。その立場から私は一つ大臣にお伺いしたいのですが、今大臣は法律の建前がそうなつてゐる——必ずしも法律の建前がそうだとはいへませんが、それは別として、現実には起きている争議、続いて行われようとしている第三波、第四波を何とか阻止をして、この不安を一掃するといふことは、あなたの監督上の責任でしょう。そこでいかにあなたに言われようと、公杜自身としてはどういふ要求をしてきたかと言へば、どうしてもお金がないから運賃の値上げを認めてくれといふことをあなたに申し出ている。ところがその運賃の値上げはまかりならぬと言つておる。解決をする立場に立ち、政治的な責任の上に立つて、あなたがこの争議なり調停案に対して無関心であつていいということは言えない。重大な関心を払うべき段階だと思ふのです。そこでそういう政治的な配慮、現実の社会不安の問題に対するめどなり、解決の方策なんというものを考える段階に來ていふと思ふ。たとえば先日の国鉄当局に對する質問に対して、国鉄当局は、調停案を否決すれば労働組合に錦旗の御

旗を奪われてしまふと言っている。今日の段階にすれば、調停案をじんぜんとして日を延ばしていること自体に、明らかに政府なり当事者の責任ということが出てきているのです。これは大臣も真剣に考えてもらいたい。そういう立場から調停案に対する取扱いの方法なり考え方なりをある程度明確にしたいのだと思うのです。

○吉野国務大臣 お話はへんごもつともだと思つた。私も責任ある役人として、この争議というものに無関心であるということではない。非常に関心を持っております。国民の公共の利害に重大な関係を及ぼすものですから、なるべくすみやかに解決すること、私は望んでいるのです。それです。私はいろいろのことを考えないわけではないので、個人的な話なら、いろいろの考えを持っております。持っておりますけれども、今の責任ある立場として、責任あるという席上、今調停の段階にある場合に、おれはこう思うとか、あるいはああ思うとか言うて、当事者に暗示を与えるような言動は、厳に慎まなければならぬ、こういう意味で、一つ答弁をこかんべん願いたいということを申し上げたのです。

○下平委員 大臣は調停の段階にあると言われるが、一応解決のステップとしては三段階あると思うのです。一つは労使双方の団体交渉によつて結論を出す、これが正常な結論の出し方だと思つた。それで出なければ、そのあとに調停の段階があつて、最後に仲裁という立場ですね。一応当事者の段階という立場を離れて、調停という立場になつてきて、一応第三者のいわ

ゆる公正な結論が出た段階ですね。これに対する意思表示というものがなければ、前進していきません。それを拒否するにしてものむにしろ、意思表示をするということが、この争議の解決を前進させる段階だと思つた。仲裁に持ち込めば、一月、二月、三月後にいづれにしても結論が出るでしょう。そこで調停案に対する意思表示を拒否しているというところは、争議をだんだん向うに送っていくことになる。このことはどのみちどちにとつても有利ではないと思つた。特に国民大衆としては、どうして早く第三者の調停案に対して双方意思表示をしないのだらう、組合は意思表示しているじゃないか、相手側はどうして意思表示をしないかというところが、非常に疑問になつてくる。そこで当事者の国鉄が間違つていふことを言つたかもしれないけれども、おそろしくこの委員会が発言したことは、当事者の意思は間違つていないと思つていない。手続を踏んだか踏まなかつたかという問題は別問題として、国鉄当局は總裁以下、何とかこの段階で争議を解決したいという意向を持つておる。そこで大臣として、やはり行政的な立場、政治的な立場から早期に解決を言いますけれども、国鉄当局にこの間開いたら、二、三日中に解決するといふようなことを言っているが、それがずつとおくられてきているのです。だからもう少し少しく大臣としての明確なめどを聞きたいと思つた。

それともう一つは、大臣は相当検討されていると思つた。この問題については無関心ではないと思つた。そこで大臣が問題にされているのは、おそろしく三項、四項、五項の問題で問題にされていると思つたのです。三項、四項、五項は、御承知のように補正予算を組むということになつていますね。そうなつていふので、三項、四項、五項は補正予算を組みなさいという調停案になつておると思つた。このことで大臣は苦慮されていると思つた。今補正予算を組むということが政府としてはできないということ、苦慮の問題点はそこにあると思つた。が、そういう点について、解決の時期の見通しとか、調停案の政府あるいは大臣として苦慮しているネックになつている問題等を、二、三お答えを願いたいと思つた。

○吉野国務大臣 先ほど申し上げました通り、今の段階で私は意見を言わないう方がよいと思つた。しかしせつかくせいて、何でもかんでも言えといふことではありません。今の話でも、この調停案自体が非常に簡単ではないのです。おっしゃるから私申しさすけれども、大体この係争が何であるかといえ、二千万のベース・アップをし、これがその係争なんです。そうしてそれが団体交渉でまとまらないために、組合側の方でこれを調停に出したわけなんです。だからその主文に對して——この調停案といふものは、私は理由もよく見ましたけれども、主文に對して一体いかなる判定を与えるかといふことが明らかでない。二千万のベース・アップについては、願ひて他を言うように、期末手当が何か知らぬが、五千円以上出したらいふたらうとか言つてくるのであつて、これはまたあなたに言うとしかられますけれども、法律的に言へば、一休案件にならぬものに対して願ひて他を言うよう

な調停案というものが、効力があるかどうかという問題もあると思つた。しかし調停制度といふものはあつせん調停です。仲裁なら問題ないと思つた。もし仲裁にかつてさういふ裁定をしたならば、これは無権限の仲裁から言へば、これは効力について問題がある。しかし調停はさういふ問題なく言わなくてもいいと思つた。調停あつせんですから、さう窮屈な、やばな法律論はしないで、さういふことは一括して考へてもいいだらう。それは私も認める。しかし予算の——あなたは今補正予算をするようになって、さう言うけれども、これは幾ら調停委員会であつても、補正予算をするしないといふのはこれは政府の権限なんです。それを縛るような調停案の内容といふものはあり得ないわけなんです。ですから、予算の措置をするといふ文句は書いてありますけれども、これはあなたの方の解釈と違ひまして、補正予算をすべきだといふ調停委員会

の決定であるとは私は解釈しない。ただ国鉄としては予算の措置を講ずるのだから、国鉄側としては補正予算を組んでもらいたいといふことを運輸大臣に申し述べたといふ、さういふ意味のことはあるでしょう。それはあるでしょう。しかしそれはたださういふことだけであつて、補正予算を組む組まぬといふことは、国鉄の幹部としてはどうもさういふやうがでないですね。だから、この調停においても国鉄幹部としてやり得るものがあると思つた。五千円以上の期末手当を出すかどうか、これだけの問題です。しかしこれも一部の労組が解釈するように、こ

の五千円といふものは期末手当じゃないのだ、ベース・アップの一部として見るのだといふことになる、私は国鉄の幹部が、この解釈について簡単に労組と意見が一致したとは思へない。これは私の個人的意見です。先ほど申しました通り、私の個人的意見は、まだその段階にまでおきませんから言ひたくないのですが、何か言へとおっしゃいますから言うのですが、さういふ調停案自体が、係争の事件に對して右か左かといふのはつきりした調停案でないものだから、そこにいるいろいろなやがごさいます、これを決定するの、おそろしく国鉄の幹部といへども、考へれば考へるほど右せんか左せんかといふ迷うだらうと、私は同情して想像しておるだけであつた。

○下平委員 今大臣が言われた中で、補正予算を組むか組まぬかは政府の責任であつて、そんなことは人に言われなければならない、第三者が介入すべき問題ではないといふような御答弁がありました。しかし事務労使の問題であらうと、あるいは一般的な問題であらうと、双方の意見が食い違つておるために、調停なりあつせんなりという第三者の立場が出てくるのです。その第三者の出す意見といふものは、相手の権限を多小縮めますよ。政府に對してもさうやれ、労働組合に對してもさうやれ、さういふやうに言つて、政府が認めないやうなものでも、政府の権限を侵すやうなものでも、それをやることは解決の道だといひます。それは、第三者のあつせん案として出てくることは当然でしょう。仲裁案を受諾するといふ立場に立てば、やはり誠意をもつて第三者の言う通り行ふといふ

の五千円といふものは期末手当じゃないのだ、ベース・アップの一部として見るのだといふことになる、私は国鉄の幹部が、この解釈について簡単に労組と意見が一致したとは思へない。これは私の個人的意見です。先ほど申しました通り、私の個人的意見は、まだその段階にまでおきませんから言ひたくないのですが、何か言へとおっしゃいますから言うのですが、さういふ調停案自体が、係争の事件に對して右か左かといふのはつきりした調停案でないものだから、そこにいるいろいろなやがごさいます、これを決定するの、おそろしく国鉄の幹部といへども、考へれば考へるほど右せんか左せんかといふ迷うだらうと、私は同情して想像しておるだけであつた。

の五千円といふものは期末手当じゃないのだ、ベース・アップの一部として見るのだといふことになる、私は国鉄の幹部が、この解釈について簡単に労組と意見が一致したとは思へない。これは私の個人的意見です。先ほど申しました通り、私の個人的意見は、まだその段階にまでおきませんから言ひたくないのですが、何か言へとおっしゃいますから言うのですが、さういふ調停案自体が、係争の事件に對して右か左かといふのはつきりした調停案でないものだから、そこにいるいろいろなやがごさいます、これを決定するの、おそろしく国鉄の幹部といへども、考へれば考へるほど右せんか左せんかといふ迷うだらうと、私は同情して想像しておるだけであつた。



昭和三十一年三月二十日印刷

昭和三十一年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局